

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）によります。
 ② ①以外の有価証券で時価のあるもの：期末日における市場価格に基づく時価法によります。
 ③ ①以外の有価証券で時価のないもの：移動平均法による原価法によります。
 当法人において該当する有価証券はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形及び無形減価償却資産：定額法によっています。
 ② リース資産
 ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により計算します。
 イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により計算します。
 ただしリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引に係るリース資産については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた方法によっています。
 当法人においてアに該当するリース資産はありません。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金：重要性が乏しいため引当金の計上はしていません。
 ② 徴収不能引当金：未収入金等の徴収不能による損失に備えるため、債権の回収性を個別に検討して回収不能見込み額を計上します。
 当法人において該当する徴収不能な債権はありません。
 ③ 退職給付引当金：山口県健康福祉財団退職共済事業掛金相当額を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

2. 法人で採用する退職給付制度

当法人において常勤職員に対し下記の退職給付金を支給しています。

- (1) (独)福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に基づく退職給付金
 (2) 公益財団法人山口県健康福祉財団の実施する退職共済事業制度に基づく退職給付金

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりです。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 (2) 当法人は社会福祉事業山口秋穂園拠点区分のみなので、事業区分別内訳表及び拠点区分内訳表は作成していません。
 (3) 山口秋穂園拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 (4) 山口秋穂園拠点区分におけるサービス区分の内容は以下のとおりです。
 (5) 山口秋穂園拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略しています。
 (6) 山口秋穂園拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 ①法人本部サービス区分
 ②障害者支援施設山口秋穂園生活介護サービス区分
 ③障害者支援施設山口秋穂園施設入所サービス区分
 ④障害者支援施設山口秋穂園短期入所サービス区分
 ⑤相談支援事業山口秋穂園サービス区分
 ⑥共同生活援助サービス区分
 (7) 計算書類に対する注記(拠点区分用)(別紙2)の作成は省略しています。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。建物の増加額は本館トイレ改修工事などです。
 なお、建物の当期減少額は全て減価償却額です。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	225,653,676	7,293,034	13,970,310	218,976,400
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	228,653,676	7,293,034	13,970,310	221,976,400

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当ありません。

6. 担保に供している資産

該当ありません。

計算書類に対する注記 (法人全体用)

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。
 (単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	525,022,530	306,046,130	218,976,400
建物	2,457,666	379,560	2,078,106
構築物	38,666,727	25,053,577	13,613,150
機械及び装置	13,535,570	6,058,562	7,477,008
車輛運搬具	17,509,432	14,418,144	3,091,288
器具及び備品	48,684,848	32,097,855	16,586,993
合計	645,876,773	384,053,828	261,822,945

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当ありません。
9. 関連当事者との取引の内容
 関連当事者の該当ありません。
10. 重要な偶発債務
 該当ありません。
11. 重要な後発事象
 該当ありません。
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 ・ 過年度損益修正収入(過年度損益修正益)の105,948円は、前年度特定費用収入の過誤計上による修正金額です。
 ・ 過年度損益修正損の8,397円は、パソコンの29年度減価償却相当額の計上金額です。